

北海道選挙管理委員会告示第12号

令和4年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年6月3日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	89,398
3分の1の数	658,736

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	70,344	根室市	6,961
札幌市北区	80,773	千歳市	27,265
札幌市東区	74,677	滝川市	11,281
札幌市白石区	61,756	登別市	13,374
札幌市厚別区	36,433	恵庭市	19,700
札幌市豊平区	65,254	伊達市	9,495
札幌市清田区	31,365	北広島市	16,503
札幌市南区	39,255	北斗市	12,709
札幌市西区	62,487	空知地域	47,544
札幌市手稲区	40,109	石狩地域	21,783
函館市	72,550	後志地域	24,539
小樽市	32,669	胆振地域	14,517
旭川市	94,581	日高地域	17,900
室蘭市	23,346	渡島地域	24,499
釧路市	47,319	檜山地域	9,909
帯広市	47,148	上川地域	35,507
北見市	33,028	留萌地域	12,397
岩見沢市	22,740	宗谷地域	7,975
網走市	9,755	オホーツク東地域	16,279
苫小牧市	47,979	オホーツク西地域	18,472
稚内市	9,262	十勝地域	47,156
江別市	34,115	釧路地域	16,491
名寄市	7,664	根室地域	13,113

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,299
	3分の1の数	121,646
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,605
	3分の1の数	155,035
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,692
	3分の1の数	155,760
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,652
	3分の1の数	77,532